

# 令和7（2025）年度 事業計画書

（令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日）



## 1.基本方針

### (1) 学生教育へのコミットメント

当財団は、服飾関連を学ぶ学生たちが将来のキャリアを築くために必要な教育環境を提供し、彼らの才能や熱意を最大限に引き出すお手伝いすることを使命とする。

### (2) 経済的サポートの架け橋

生活環境や経済的理由により、学資金支弁が困難な学生に対し奨学金の支給を行い、学費や関連費用の負担を軽減し、学生が学業に集中できる環境を整えることを目指す。

### (3) 次代への社会貢献

奨学金を受けた学生に対して将来的な社会貢献を期待し、学生が学んだ知識や技術を活かし、服飾業界の社会的地位の向上や業界の発展に貢献することを目指す。

### (4) 組織体制整備と透明性の確立

当財団は、組織体制の整備・拡充を進め、必要な諸規定を整備します。  
これにより、公正かつ透明な財団運営を促進し、信頼性の高い運営活動を行う。

## 2.事業活動

### (1) 奨学金事業

当財団は、服飾奨学生制度による明るい未来を目指す若者への経済的援助を通じ、その豊かな才能を開花する礎になるべく事業を行い、日本における服飾業界の社会的地位の向上や業界の発展に資するとともに、わが国の文化芸術等の振興を図り、人材育成の促進に寄与することを目的とする。

#### ① 服飾奨学金事業

学生13名(予定)を採用し奨学金の給付を行う。

奨学金は一人年額360,000円(月額3万円の12か月)とする。

#### ② 応募資格

当財団の奨学生となる者は服飾関係の大学、短期大学及び専門学校等に在籍し、次のいずれにも該当しなければならない。

ア.学資の援助をすることが必要であると認められる者

イ.将来社会的に有益な活動を目指す者

ウ.学業成績が優秀であること(下記の項目に該当すること)

- ・在校生の場合、大学・専門学校入学時から直近までの学業成績において、GPA（平均成績）が2.4以上であること
- ・新入生の場合、高等学校等における評定平均が3.5以上であること
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

③ 受給期間

令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日まで

④ 奨学金

13名程度に年額36万円（返還の義務なし）

給付方法：月額3万円の6か月分（18万円）を年2回（9月と12月）、本人名義の銀行口座に送金する。

⑤ 応募期間

令和7（2025）年6月1日（日）～7月31日（木）※消印有効

⑥ 応募方法

下記の必要書類をメールもしくは郵送にて提出

ア.願書（顔写真貼付）

イ.学生証のコピー

ウ.収入を証明できる書類（家計支持者の前年度分の源泉徴収票など）

エ.成績証明書（出願受付期間内に発行されたもの）

※新入生は前年に在籍のあった学校の成績証明書を提出してください。

オ.下記の書類のうち該当するもの

イ) 標準化GPA計算書（在校生/直近の学歴が大学等の新入生）

ロ) 学習成績の状況計算書（高校卒業後の新入生）

ハ) 高等学校卒業程度認定試験合格証明書（新入生で該当する場合）

カ.一次選考通過者のみ以下の論文を提出いただきます。

<論文テーマ>『ファッション文化の変遷と未来の展望について』

（論文には、①なぜ服飾関係の学校へ進学したのか、②将来の夢及び目指す職業について、具体的に記載するようにしてください。論文は400字詰め原稿用紙2枚程度でパソコン/自署、いずれも可。）

⑦ 選考方法

奨学生を選考するために、当財団の服飾奨学金選考委員会規程に基づいて選考委員会を設置し、構成する委員は、3名以上7名以下とし過半数は法人外部の有識者をもって充

てる。奨学生の候補者と特別の利害関係がある場合には選考に加わらないなど制限を設けて、恣意性が排除される選考体制を構築する。

奨学生候補者は、1次・2次審査（所定の選考基準により、世帯収入等に基づく書類や選考委員全員による論文審査を総合的に評価し審査を行う。）を経るなどして、理事会の決議により当財団の奨学生を決定する。

⑧ 審査結果の通知

当財団の選考委員会による公正な審査及び、理事会の決議を経て理事会開催後1か月以内に審査結果を文書にて応募者にお知らせする。

(2) 活動報告

奨学金を受けた学生からの生活状況報告・終了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

### 3.その他

(1) 設備投資及び資金調達の見通し

特にございません。

(2) 特定費用準備資金積立計画

特にございません。

以上